

(参考資料) 延滞が発生した場合の流れ

延滞の発生

返還の督促

- 本人へ請求
 - 連帯保証人・保証人へ請求 (人的保証に限る)
 - 機構が委託した債権回収会社 (サービサー) が電話による督促
 - 本人以外の連絡先に本人の住所等を照会 (機関保証に限る)
- ↓
- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社 (サービサー) が、本人、連帯保証人および保証人に対し奨学金の回収を実施
 - 自宅・勤務先に訪問
 - 延滞3か月以上の場合、個人情報機関に本人

人的保証の場合

(連帯保証人・保証人を立てている場合)

一括返還請求
(支払督促申立予告)

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息 (第二種奨学金に限る) および延滞金を請求 (「期限の利益の喪失」)
- 同時に支払督促申立の予告を行う

支払督促申立

- 民事訴訟法に基づき、裁判所に支払督促の申立

仮執行宣言付支払督促申立

- 支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立

強制執行

- 仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産の差押

機関保証の場合

(保証料を支払っている場合)

機構からの一括返還請求

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全額、利息 (第二種奨学金に限る) および延滞金を請求 (「期限の利益の喪失」)

代位弁済請求

- 機構から保証機関 ((公財)日本国際教育支援協会) に対し、返還未済額の全額、利息 (第二種奨学金に限る) および延滞金を請求

保証機関からの請求・督促

- 代位弁済がなされた場合、(公財)日本国際教育支援協会から代位弁済額の一括請求を行う (求償権の行使)

強制執行

- 返済に応じない場合は、(公財)日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産の差押

裁判所を通じた法的措置